

## 定期積金規定

## 1. (掛金の払込み)

定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。

(削除)2. (口座振替による掛金の払込み)

(1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。

(2) この貯金の掛込日（掛込日が休日の場合は、翌営業日）に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。

掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、積金契約者に通知することなく当該掛込を中止します。

(3) 定期積金口座振替契約は、定期積金口座振替依頼書の掛込口座欄で指定される貯金が解約されたとき、または積金契約者から書面の届け出を受けて、掛込方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。

なお、自動再契約の特約により再契約する定期積金の掛金についても、同様に口座振替を行います。

## 3. (証券類の受入れ)

(1) ~ (2) (省略)

## 4. (給付契約金の支払時期)

(省略)

## 5. (払込みの延滞)

(省略)

## 6. (給付補てん金等の計算)

(1) ~ (2) (省略)

## 7. (先掛割引金の計算等)

(省略)

## 8. (自動処理の特約)

(省略)

## 9. (自動満期処理の特約)

前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

(1) ~ (4) (省略)

## 10. (自動再契約の特約)

(1) 前記第8条により、自動再契約の特約の申出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、2回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。

## 定期積金規定

## 1. (掛金の払込み)

(1) 定期積金（以下、「この積金」といいます。）は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。

(2) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。

なお、指定口座の残高が振替金額に満たないときは、その月の口座振替を行いません。

(追加)

## 2. (証券類の受入れ)

(1) ~ (2) (同左)

## 3. (給付契約金の支払時期)

(同左)

## 4. (払込みの延滞)

(同左)

## 5. (給付補てん金等の計算)

(1) ~ (2) (同左)

## 6. (先掛割引金の計算等)

(同左)

## 7. (自動処理の特約)

(同左)

## 8. (自動満期処理の特約)

前記第7条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

(1) ~ (4) (同左)

## 9. (自動再契約の特約)

(1) 前記第7条により、自動再契約の特約の申出があった場合は、この積金の満期日に自動的にこの積金と同一の契約条件により新規に定期積金の契約をするものとし、以後も同様とします。ただし、当初契約日の応当日より約定の掛込日が遅い場合、満期日は約定の掛込日の応当日となるため、2回次以降の契約日は当初契約日の応当日と異なり、約定の掛込日の応当日となります。

<p>(2)～(4) (省略)</p> <p><b>1.1. (満期日以後の利息)</b> (省略)</p> <p><b>1.2. (解約)</b> (1)～(3) (省略)</p> <p><b>1.3. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</b> (1)～(3) (省略)</p> <p><b>1.4. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p><b>1.5. (印鑑照合)</b> (省略)</p> <p><b>1.6. (盗難通帳・証書による払戻し等)</b> (1)～(7) (省略)</p> <p><b>1.7. (譲渡、質入れの禁止)</b> (1)～(2) (省略)</p> <p><b>1.8. (通知等)</b> (省略)</p> <p><b>1.9. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</b> (1)～(4) (省略)</p> <p><b>2.0. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> (省略)</p> <p><b>2.1. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b> (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第2.0条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) (省略)</p> <p><b>2.2. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (1)～(5) (省略)</p> <p><b>2.3. (規定の変更等)</b> (1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (2) 前項によるこの規定の変更は、<u>変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020年4月1日現在)</u></p>	<p>(2)～(4) (同左)</p> <p><b>1.0. (満期日以後の利息)</b> (同左)</p> <p><b>1.1. (解約)</b> (1)～(3) (同左)</p> <p><b>1.2. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</b> (1)～(3) (同左)</p> <p><b>1.3. (成年後見人等の届出)</b> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p><b>1.4. (印鑑照合)</b> (同左)</p> <p><b>1.5. (盗難通帳・証書による払戻し等)</b> (1)～(7) (同左)</p> <p><b>1.6. (譲渡、質入れの禁止)</b> (1)～(2) (同左)</p> <p><b>1.7. (通知等)</b> (同左)</p> <p><b>1.8. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</b> (1)～(4) (同左)</p> <p><b>1.9. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> (同左)</p> <p><b>2.0. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b> (1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第1.9条に掲げる異動が最後にあった日 ② 将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③ 当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ この積金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) (同左)</p> <p><b>2.1. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</b> (1)～(5) (同左)</p> <p><b>2.2. (規定の変更等)</b> (1) <u>(追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2019年10月1日現在)</u></p>
---	--